

# 幌延町ファミリーサポートセンター」 会員募集

子育て支援センターでは、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と、育児の援助活動を行いたい方（提供会員）が登録し、相互援助を実施する「ファミリーサポートセンター」の会員を募集しています。（平成28年度開設予定）

## <ファミリーサポートセンター会員とは>

依頼会員 (育児の援助を受けたい方)	幌延町に居住し、または勤務している方 サポートセンターが実施する研修会その他、関係行事等に参加できる方 概ね生後3か月から小学校6年生までの同居のお子さんがある方
提供会員 (育児の援助を行いたい方)	幌延町に居住している方で、心身共に健康で積極的に援助活動ができる方 サポートセンターが実施する研修会その他、関係行事等に参加できる方
両方会員	依頼会員と提供会員の両方を兼ねる方

## <会員の援助活動内容>

- ・買い物や外出、冠婚葬祭など用事があるとき、児童を預かります。
- ・認定こども園及び保育所（保育施設等）までの児童の送迎をします。
- ・保育施設等の開始前及び終了後の児童を預かります。
- ・学校の放課後児童健全育成事業及び放課後児童クラブの終了後の児童を預かります。（終了後の迎えのみも含みます）
- ・児童の軽度の病気、保育施設等の休日その他の事情がある場合、臨時的に児童を預かります。
- ・この他、依頼会員の仕事と育児の両立を図るために必要な援助活動を行います。
- ・援助活動は、提供会員の家庭において行います。
- ・依頼会員から兄弟姉妹の複数の児童を預かる場合は、3人までを限度とします。
- ・宿泊を伴う援助活動は行いません。

## <援助活動の利用料（報酬）>

区 分		利用料（報酬）※1時間あたり	
児 童 (病後児を除く)	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	7時から19時まで	800円
		19時から22時まで	900円
	土、日、祝日、12月31日 から翌年1月5日まで	7時から19時まで	900円
		19時から22時まで	1,000円
病 後 児		8時から18時まで	1,200円

- ・依頼会員が2人以上の児童を依頼した場合  
1人目は利用料（報酬） 2人目以降は利用料（報酬）の1/2
- ・最初の1時間までは、利用時間が1時間に満たない場合であっても基準額となります。  
以降30分毎に基準額の1/2を加算していきます。

## <援助活動を取り消した場合のキャンセル料（報酬）>

区 分	キャンセル料（報酬）の額
前日までに取り消しを申し出た場合	無料
当日の援助を受ける予定をしていた開始時刻の1時間前までに取り消しを申し出た場合	援助を受ける予定をしていた時間当たりの利用料（報酬）の1/2
当日の援助を受ける予定をしていた開始時刻の1時間前までに取り消しを申し出ない場合	援助を受ける予定をしていた時間当たりの利用料（報酬）の額の全額